

公告

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、廃棄物海洋投入処分変更許可申請書が提出されましたので、次のとおり公告します。

(環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室)

公告番号： 14-001-2 (旧許可番号 14-001)

公告開始日： 平成 27 年 8 月 7 日

氏名及び名称：三重県知事 鈴木 英敬

廃棄物の種類：一般水底土砂

変更後の廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項：

海洋投入処分期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

廃棄物の数量： 130,000m³

単位期間において海洋投入処分しようとする廃棄物の数量

1 年次 7,800m³

2 年次 50,000m³

3 年次 72,200m³

廃棄物の排出海域： 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年 9 月 22 日環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項別表に規定する 海域のうち、廃棄物の排出海域は北緯 34° 02'15" 東経 137° 24'20"を中心とした半径 1km の海域

備考： 廃棄物の種類及び実施計画の変更による変更許可(浚渫計画の追加及び有効利用推進による海洋投入処分量の削減)

【提出された資料】

- ・ 廃棄物海洋投入処分変更許可申請書
- ・ (別紙 1) 廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容
- ・ (別紙 2) 変更の理由
- ・ (添付資料 - 1) 廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画
- ・ (添付資料 - 2) 監視計画
- ・ (添付資料 - 3) 一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類
- ・ (添付資料 - 4) 廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類

環境省 HP への掲載と同時に環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室(23 階国会側)で縦覧を行っています。

縦覧時間：9 時 30 分～12 時、13 時～17 時(土曜・日曜・祝日を除く)

本変更許可申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、9月6日までに、環境大臣に意見書を提出することができます。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第5項)郵送(9月6日必着)又は電子メールによる御提出をお願いいたします。

【意見書提出先】

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

T E L : 03-5521-9023

F A X : 03-3593-1438

電子メール : KAIYOU@env.go.jp

【意見書記入要領】

(宛先) 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室

(件名) 廃棄物の海洋投入処分変更許可申請に係る公告番号14-001-2への意見

- ・氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
- ・住所
- ・電話番号
- ・電子メールアドレス
- ・該当箇所
- ・意見の内容
- ・理由